

宇治市職員採用試験実施要項

令和6年 3月12日
宇治市長 松村 淳子



宇治市宣伝大使
「ちはや姫」

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	令和6年3月12日（火）午前9時から令和6年4月1日（月）午後5時まで（最終日の受付は午後5時までですご注意ください。）
第1次試験日	令和6年4月21日（日）
採用予定日	令和7年4月1日（火）
	※最終合格者と調整し、採用予定日より早く採用する場合があります。

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格	
技師（土木） 経験者枠	若干名	昭和59年4月2日 から 平成18年4月1日 までに生まれた人	次の①、②の要件すべてを満たす人 ①学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で土木の専門課程を修得し、卒業した人、または別表に記載された資格のうち、いずれかの資格を有する人 ②民間企業等（官公庁を含む）において職務経験（週30時間以上）が直近5年中（平成31年3月1日から令和6年2月29日の期間）に通算2年以上ある人
技師（土木） 一般・新卒枠			次のいずれかの要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で土木の専門課程を修得し、卒業した人、または採用日前日までに卒業見込みの人 ・別表に記載されたいずれかの資格を有する人

別表

1級・2級土木施工管理技士、RCCM、技術士又は技術士補、測量士

職種	採用予定者数	受験資格	
技師（電気） 経験者枠	若干名	昭和59年4月2日 から 平成18年4月1日 までに生まれた人	次の①、②の要件すべてを満たす人 ①学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で電気の専門課程を修得し、卒業した人、または電気主任技術者（第1種～第3種）もしくは電気工事施工管理技士（1級もしくは2級）のいずれかの資格を有する人 ②民間企業等（官公庁を含む）において職務経験（週30時間以上）が直近5年中（平成31年3月1日から令和6年2月29日の期間）に通算2年以上ある人
技師（電気） 一般・新卒枠			次のいずれかの要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で電気の専門課程を修得し、卒業した人、または採用日前日までに卒業見込みの人 ・上記①の資格を有する人

※ 技師（電気）の職務内容について

上下水道施設や学校等の公共施設の工事、維持管理業務等

職種	採用予定者数	受験資格	
技師（化学） 経験者枠	若干名	昭和59年4月2日 から 平成18年4月1日 までに生まれた人	次の①、②の要件すべてを満たす人 ①学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で化学の専門課程を修得し、卒業した人 ②民間企業等（官公庁を含む）において職務経験（週30時間以上）が直近5年中（平成31年3月1日から令和6年2月29日の期間）に通算2年以上ある人
技師（化学） 一般・新卒枠			・学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で化学の専門課程を修得し、卒業した人、または採用日前日までに卒業見込みの人

職種	採用予定者数	受験資格	
技師（機械） 経験者枠	若干名	昭和59年4月2日 から 平成18年4月1日 までに生まれた人	次の①、②の要件すべてを満たす人 ①学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で機械の専門課程を修得し、卒業した人、または管工事施工管理技士（1級もしくは2級）の資格を有する人 ②民間企業等（官公庁を含む）において職務経験（週30時間以上）が直近5年中（平成31年3月1日から令和6年2月29日の期間）に通算2年以上ある人
技師（機械） 一般・新卒枠			次のいずれかの要件を満たす人 ・学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは、大学等で機械の専門課程を修得し、卒業した人、または採用日前日までに卒業見込みの人 ・上記①の資格を有する人

- ※ 職務経験は、受験資格①の資格等を活かし、実務に携わった期間が対象です。同一期間に複数箇所で勤務した場合は、いずれか一方の職歴のみ通算できます。
- ※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は受験できません。
- ※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

2 試験の内容、日時及び場所

(1) 技師(土木)

区分	内容		日程及び試験会場
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査) (配点:偏差値を 得点とする)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】 令和6年4月21日(日) 午前9時から午後3時(予定) 【会場】 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	専門試験 (配点:200点)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工(多肢選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の面接資料とします。)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和6年5月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

(2) 技師(電気)

区分	内容		日程及び試験会場
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査) (配点:偏差値を 得点とする)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】 令和6年4月21日(日) 午前9時から午後3時(予定) 【会場】 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	専門試験 (配点:200点)	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術(多肢選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の面接資料とします。)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和6年5月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

(3) 技師(化学)

区分	内容		日程及び試験会場
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査) (配点:偏差値を 得点とする)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】 令和6年4月21日(日) 午前9時から午後3時(予定) 【会場】 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	専門試験 (配点:200点)	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学(多肢選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の面接資料とします。)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和6年5月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

(4) 技師(機械)

区分	内容		日程及び試験会場
第1次試験	SPI3 (基礎能力検査) (配点:偏差値を 得点とする)	言語・非言語に関する能力検査	【日程】 令和6年4月21日(日) 午前9時から午後3時(予定) 【会場】 うじ安心館 (宇治市宇治下居13-2)
	専門試験 (配点:200点)	数学・物理・材料力学・流体力学・熱力学・電気工学・機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作(多肢選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(個人面接の面接資料とします。)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和6年5月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

注意事項

- ※ 申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。
- ※ 第1次試験は40分程度の昼休憩を設けます。
- ※ 試験会場は敷地内全面禁煙です。
- ※ 第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は反映されません。

3 合格発表(予定) ※ 合格発表の時期は変更する場合があります。

区分	合格発表
第1次試験合格者	令和6年5月上旬(予定)
第2次試験合格者	令和6年5月下旬(予定)

発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。

(<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、令和7年4月1日以降、必要に応じ採用します。ただし、最終合格者と調整し、令和7年3月31日以前に採用する場合があります。登録有効期限は、令和8年3月31日までです。

5 受験申込みの手続

- ※ 必要事項の入力漏れ及び入力誤り等のないよう、十分に確認してから申請してください。
- ※ 入力項目・提出書類に不備（写真の貼付漏れ及び入力事項（任意項目除く）の入力漏れ等）がある場合は、申込みを無効とすることがあります。
- ※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

<p>申込受付期間</p>	<p>令和6年3月12日（火）午前9時から令和6年4月1日（月）午後5時まで（最終日の受付は午後5時までですのでご注意ください。）</p>
<p>申込方法</p>	<p><u>宇治市職員採用試験のインターネットの専用ページから申込んでください。</u></p> <p>※ 宇治市の職員採用ページに専用リンクがありますが、以下の二次元コードを読み取っていただき、アクセスすることも可能です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>＜技師（土木） 申込ページ＞</p> <p>職種によって申込ページが異なりますのでご注意ください。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>＜技師（電気） 申込ページ＞</p> <p>職種によって申込ページが異なりますのでご注意ください。</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>＜技師（化学） 申込ページ＞</p> <p>職種によって申込ページが異なりますのでご注意ください。</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>＜技師（機械） 申込ページ＞</p> <p>職種によって申込ページが異なりますのでご注意ください。</p>  </div> </div> <p>※ 原則、電子申請のみで受付を行います。やむを得ない事情により、電子申請による申込以外での申込を希望される方は宇治市役所人事課（0774-20-8703）までお問い合わせください。郵送による申込みを案内致します。郵送による申込みについては、提出書類が4月1日（月）午後5時までに宇治市役所に到着したものに限り受け付けますので、お早めにお問い合わせください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>申込受付期間終了後に受験票・確認票・職務経歴書・第1次試験の案内等のダウンロードが可能となったことをお知らせする電子メールを送信します。</p> <p>電子メールが届き次第、速やかに受験票等をダウンロード・印刷し、指定サイズの写真を貼り付けて、確認票、職務経歴書及び資格取得証明書等の写し（経験者枠のみ）を4月10日（水）までに宇治市役所人事課へ送付または持参してください。4月10日（水）までに確認票等の提出がない場合は、辞退とみなし、第1次試験を受験できない場合があります。</p> <p>受験票については試験当日、試験会場に持参してください。</p> <p>宇治市の職員採用ページに掲載している「インターネット申込（電子申請）について」及び「申込みから受験票等印刷までの流れについて」を最後まで読んだ上で、手続きを行ってください。</p>

6 勤務条件等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（基本給＋地域手当・税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	217,194円	201,082円	188,998円

<上記の額は、令和6年3月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都市府市町村職員共済組合への加入により保険給付及び貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

(3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によって特定屋外喫煙所を設けています。

7 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 Tel 0774-20-8703 (直通)

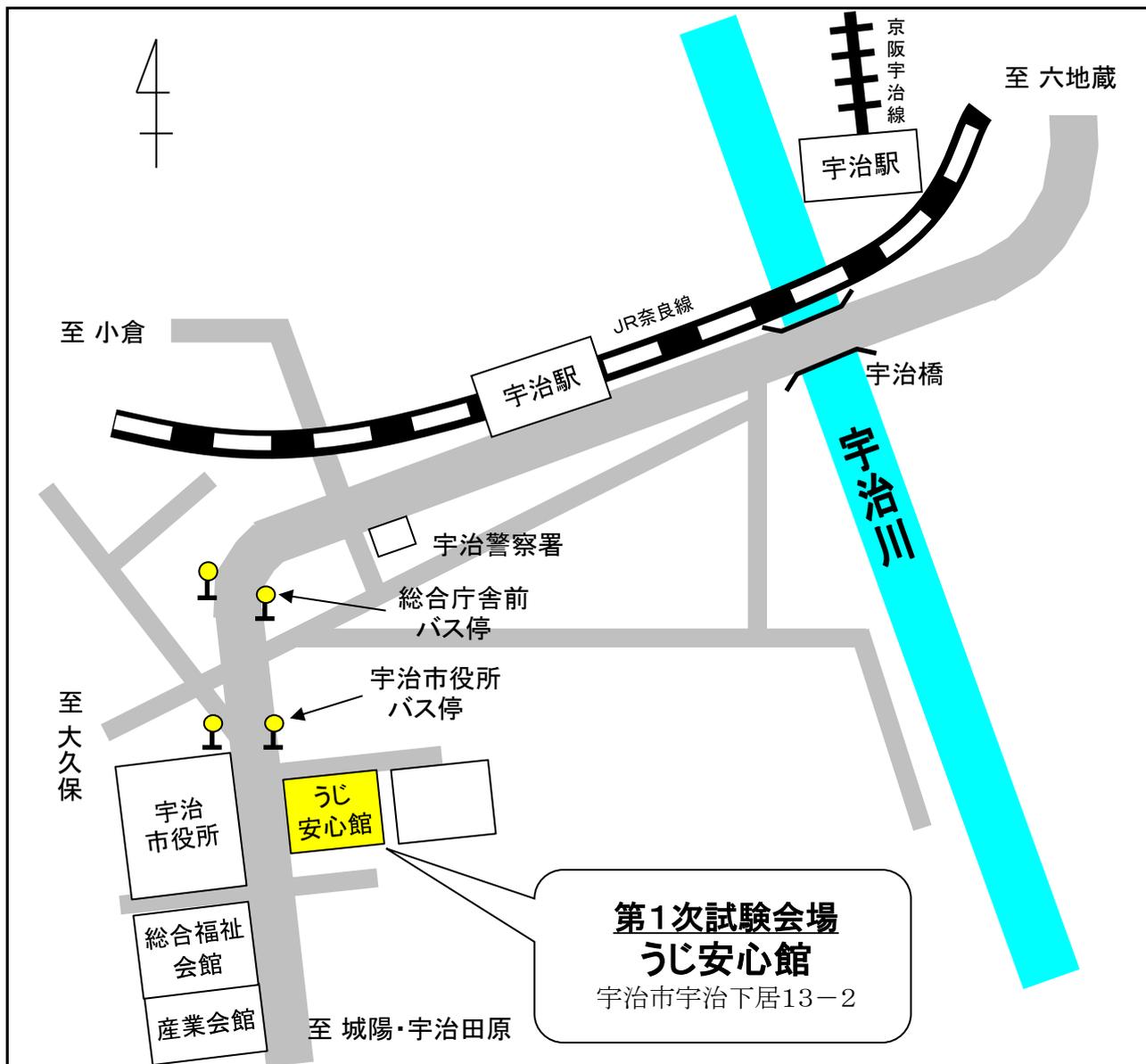
8 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点 総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時) から17時まで (日・土曜日及び祝日除く)

9 試験会場案内図(第1次試験)



※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約10分

京阪宇治駅より徒歩約20分または京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

(宇治市役所バス停からは徒歩約1分ですが、行き先により停車しない場合があります。)

※ 車での来場は禁止します。

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者